

たかぎ



# 議会だより

No.68

平成27年 1月

発行 長野県喬木村議会  
編集 議会だより編集委員会  
発行責任者 小澤 博  
印刷 龍共印刷(株)

おやす作り講習 北育遊会



年頭あいさつ .....	2ページ
常任委員会報告 .....	4~5ページ
一般質問 .....	6~10ページ

議員発議・議会目誌 .....	11ページ
この村でがんばってます .....	12ページ
(喬木村地域おこし協力隊)	

# 年頭のあいさつ

議長 小澤 博



新年明けましておめでとうございませう。

村民の皆様方におかれましては、輝かしい新年を健やかに迎えのこと、心からお慶び申し上げます。

日頃は、村議会に対しまして深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、任期満了に伴う首長選挙が行われ、大平村政から、新たに市瀬村政がスタートいたしました。また、豪雪、豪雨、噴火、地震など自然災害が極めて多く発生し、この災害の教訓から、災害に強い防災対策が求められた年でありました。

我が国では本格的な人口減少社会を迎え、急激な少子高齢化と共に、地方を取り巻く環境が一層厳しい状況下にあり、リニア中央

新幹線、三遠南信自動車道の開通や、地方分権の流れを見据えた、新しい時代の要請に応える「村づくり」に取り組んでいかなければなりません。

村では、第5次総合計画（平成28年度から37年度までの10年間の策定）にあたり、「村づくり未来委員会」を発足させ進めておりますが、この計画策定に向けて、議会としての基本構想・基本計画を取りまとめ、村長に提言したところであります。

議会の議員は、村民の代表としてその役割や責任の重さを自覚し、村民の皆様との連携を一層密にし、明るく住みよい、安心・安全な村づくりに邁進して参りますのでご支援の程よろしくお願ひします。

本年が皆様にとりまして良き年となりますよう心からご祈念申し上げます。新年のあいさつとさせていただきます。

# 平成26年 第4回定例会

平成26年第4回定例会は12月2日開会し、26年度補正予算、条例制定・改正等を審議・可決し12月18日に閉会した。

## 条例の制定・改正等

◇議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

◇特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正

◇喬木村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

◇特別職の職員の給与に関する法律の一部改正による、議員・村長・副村長・教育長の期末手当の支給率の引き上げ

◇喬木村福祉医療費給付金条例の一部改正

◇障害者自立支援法の住所地域特例対象施設を、福祉医療においては適用しない改正

◇喬木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準を定める条例の制定

◇喬木村包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定

「第3次一括法」における「介護保険法」の改正により、村で定めることとなったため

◇喬木村指定地域密着型サービスマター性者及び指定地域密着型介護予防サービスマター性者の指定に係る基準を定める条例の一部改正

「第3次一括法」における「介護保険法」の改正により、指定介護予防支援の指定に係る申請者の法人格の有無に関する基準を定めるため

◇喬木村国民健康保険条例の一部改正

産科医療補償制度の見直しと併せて出産育児一時金の金額が見直されたため

◇喬木村消防団員等公務災害補償条例の一部改正

児童扶養手当法の一部改正による、引用条項の改正

◇喬木村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定

子ども・子育て支援新制度（平成27年4月施行予定）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め、施設や事業の認可を行うため

◇喬木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に関する設備や運営基準を規定するため

◇喬木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に関する設備や運営基準を規定するため

子ども・子育て支援新制度における放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業）に関する運営基準を規定するため

◇喬木村保育の実施条例を廃止する条例の制定

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度に移行するため

## 陳情

◇介護従事者の処遇改善を求める陳情書

◇手話言語法等の制定を求める陳情書

何れも採択し、関係機関へ意見書提出

（意見書内容は11頁掲載）

◇安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善大幅増員を求める陳情書

ある病院の看護師の勤務体系や医師看護師の人数の諸外国との比較等の提供された資料を基に審査

した。陳情趣旨は理解できるとし、趣旨採択とした。

（採択理由は4頁社会文教常任委員会報告による）

**補正予算**

○一般会計(第5号)

\*歳入 △ 285万円

・県支出金 660万円

\*歳出 単独事業補償料

・衆議院議員総選挙費 (アグリパーク雨沢) 406万円

○一般会計(第6号)

\*歳入 △ 263万円

・地方交付税 1,500万円

・国庫支出金 △ 1,273万円

・県支出金 531万円

・村債 2,000万円

\*歳出

・ふるさと納税御礼品 250万円

・家屋取り壊し工事費 400万円

・児童・生徒福祉医療費 200万円

・障害者総合支援給付費 971万円

・障害児通所給付費 110万円

・農地台帳システム整備委託料 141万円

・需要に定める園芸産地育成事業補助金 △ 250万円

・松くい虫伐倒駆除委託料 332万円

・保全松林緊急保護整備委託料

・三遠南信道路関係事業

・第一公民館料理教室

・カベ修繕 150万円

・後期高齢者医療特別会計(第2号)

\*歳入 一般会計繰入金

\*歳出 広域連合納付金 52万円

○介護保険特別会計(第2号)

\*歳入 一般会計繰入金

\*歳出 生活支援ホームヘルプサービス委託料 50万円

・国庫償還金・返還金 344万円

・予備費 △ 319万円

○村営水道特別会計(第2号)

\*歳出 配水管等布設工事費 500万円

\*予備費 △ 516万円

平成26年度 12月補正予算

会計名	補正金額	予算総額
一 一般会計(第5号)	660万0千円	36億9,740万0千円
一 一般会計(第6号)	3,992万4千円	37億3,732万4千円
特別会計 後期高齢者医療(第2号)	52万2千円	6,661万6千円
特別会計 介護保険(第2号)	101万7千円	7億6,290万7千円
特別会計 村営水道(第2号)	増減なし	2億7,830万4千円
特別会計 下水水道(第3号)	増減なし	2億8,726万1千円

平成26年

第3回臨時会

平成26年第3回臨時会が10月30日開催され、契約締結、条例改正、補正予算を審議・可決した。

**契約締結**

○平成26年度 喬木村役場増改築工事建築工事請負契約の締結

吉川建設株式会社と2億88万円で請負契約に同意

**条例改正**

○一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

平成26年人事院勧告に基づく俸給表、通勤手

当、勤勉手当の支給率の改正

**補正予算**

○平成26年度 喬木村一般会計補正予算(第4号)

(歳入) 1,380万円

(歳出) 681万円

ふるさと納税御礼品 640万円

予備費

平成26年度10月補正予算

会計名	補正金額	予算総額
一般会計(第4号)	1,380万0千円	36億9,080万0千円

村長へ第5次総合計画の議員提言書提出

平成28年度から始まる喬木村第5次総合計画は村づくり未来委員会と庁内策定委員会が連携して策定を進めていきます。この計画に関し、議会の役割は進捗状況の把握と成案を議案として審議することです。しかし議員それぞれに将来の村づくりに対する熱い思いがあり、計画の策定過程で議員の意見も検討してもらえよう、村に

提言書を提出することになりました。10月から約2か月余をかけ提言書にまとめ、12月18日に正副議長から村長へ手渡しました。提言書は村の将来像、スローガン、基本構想、基本計画を独自に描き、基本計画は福祉・保険・医療、社会基盤、生活環境、産業、教育・文化、行財政・村民参加の6分野に必要な計画を盛りました。

分科会での活発な論議や議員の多種多様な意見を尊重し敢えて統一せず、今後も議員間で論議を重ねることとしました。議会としてはこの提言書が村づくり未来委員会と庁内策定委員会で更に論議が深められ、総合計画に反映できるものがあれば採用していただきたいと考えています。

# 常任委員会報告

## 社会文教常任委員会 委員長 元島 賞 子

委員会に付託された条例の一部改正は3件

- ・ 喬木村福祉医療費給付全条例の一部改正
- ・ 喬木村指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防

- ・ サービス事業者の指定に係る基準を定める条例の一部改正
- ・ 喬木村国民健康保険条例の一部改正
- ・ 条例制定は6件
- ・ 喬木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定
- ・ 喬木村包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定

・ 喬木村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定

- ・ 喬木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- ・ 喬木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- ・ 喬木村保育の実施条例を廃止する条例の制定

サービスの事業運営はしていないが、ケアプランの作成をケアマネが担当している。

- ◎ ケアマネは行政と社協にいるということで、そのあたりの兼ね合いは。
- ▲ 包括支援センターは、予防給付に係る部分のケアマネになるため、要支援の方を対象としており、介護事業所では社協等のケアマネが必要介護者のケアプランをたてている。

国からの情報等は。

- ▲ 現在未定である。交付税での支給となるので、このまま新制度に移行する。それ以外のことは正確に來ていない。
- ◎ 延長保育料は、家庭の就労状況(勤務時間・所得)によって違ってくるようだが、その辺りの整合性は。
- ▲ 新制度では11時間保育が基準となるが、昨年のアンケートの中でも短時間午後4時希望の方が多い。中には夜7時までの方も出てくると思う。4時までと7時までの場合で同じ料金であれば、7時までを希望すると思われるが、今も7時までの延長保育の方はほとんどいない。現在も時間毎に料金設定をしているので、実情に合わせて金額設定をしていきたい。

ている。新制度においては定員の見直しを行い、実情にあった人数を受け入れられるように考えている。

- ◎ 定員というのは、施設や職員体制によって決まるのか、実情にあわせて決めているのか。
- ▲ 常に人員が不足していることも勘案して、保育士の確保も考えながら決めていきたい。現在も未満児の受け入れで職員募集をしている。



北保育園 大掃除風景

供、宿題を見る等がもし実施となれば応分の負担をお願いしたい。

- ◎ 介護従事者の処遇改善を求める陳情
- ・ 手話言語法等の制定を求める陳情の2件については審査の結果採択となつた。
- ・ 安全・安心の医療・介護の実施と夜勤改善大幅増員を求める陳情については、この陳情の主旨には納得し同意できるが、陳情項目①の看護師などの勤務体系の実態の一例が出されたが、これは他の病院でも同様なのか。②では医師数は足りないというが、都会に偏り過ぎ、地方に就職しないことが問題ではないかと異義があり、趣旨採択とした。

### 質疑から抜粋

◎ 地域包括支援センターの事業の中で、センターと社協に委託している事業が明確化しているか。

- ▲ この部分は今後見直しをし改正されるところ、現行はいきいきクラブ(通所型)と配食サービスを社協に委託し、生活支援ホームヘルプサービス(訪問型)については、社協とおやさんに委託。包括支援センターとしては、

9月定例会補正2号の中で、広域入所案内児が6名から14名に増えたために補正されたが、今後の入所案内の中の傾向は。

- ▲ 11月28日に入所申込を締め切り、今のところ引き続きという方が多い。新規の方もいるが同じ傾向のようだ。また、新制度への浸透がないこと、幼稚園、保育園の負担が示されていない事業で昨年並みの10名程度。
- ◎ この新制度の財源は消費者の増税分だったが、先延ばしをされたことについて

第48条に利用定員の厳守が謳われているが、現状北保育園では定員をオーバーしていると認識している。一部例外以外は認められる内容になっているが、その辺りの考え方は。

- ▲ 実際のところ未満児の受け入れが多くなってきたおり北保育園は定員を超えている。

児童クラブの利用料について、喬木村はきめ細かい設定をしているというが、所得等の導入は考えられるか。

- ▲ 所得に応じての徴収は考えていない。ニーズ調査の中で夕食を出してほしいという意見はあった。夕食の提

### 総務産業建設 常任委員会

今議会においては、付託議案はありませんでした。

# 予算決算常任委員会

委員長 昼神 二三男

委員会に付託された

案件は、平成26年度の一般会計と、後期高齢者、介護、水道、下水道の4特別

会計の補正予算の認定で、審議の結果、当委員会ではそれぞれ可決した。

質疑から抜粋

## 一般会計

### 総務管理費

#### 企画財政一般経費

● 報償費の補正は、カタログ制度にしてからふるさと納税が増えているとのことで、10月の臨時議会でも補正が計上されたが、毎回補正していくのか。

● その後も好調に寄付が続いており、11月末で1,600万円を超えている。初めての取り組みで先が見えないことから、確実なところで補正していく。

### 総務管理費

#### 公共施設管理費

● 村が取得した家屋の取壊しで、なせ一部だけを取り壊すのか。

● 牛舎等については、道路から見ると景観上も良くないので取り壊す。

● 本宅と車庫については役場庁舎改築に伴う物品の仮置き場として残す。

● 整地後の活用方法は、整地後は、駐車場としての活用を考えている。

● 本宅と車庫は残るが防犯関係等の経費は、牛舎と本宅が付いている部分の補修費用は含めてある。鍵等については、防犯上のもあり総務課と協議の中で、若干含めてある。

● 一部解体は割高となるのでは。

● 一括解体が望ましいが、解体後の具体的な活用については今後検討していく。とりあえず景観を阻害している付属部分だけを取り壊す。

### 総務管理費

#### 総合文化祭事業

● 総合文化祭借上げ料は昨年より予算で50万円

上乗せしてあり、今回の補正を合わせると100万円ほど伸びているが、その理由は、

● レンタル会社の組織が変わり、以前のような有利な値引きが困難となったため。

● 来年は350万円の見積もりであるが、2日間という実施日も含めて検討していく。

### 社会福祉費

#### 児童・生徒医療費

● 当初予算より約1千万円伸びている要因は、

● 医療費については単年度ごと変動がある。

● 26年度は、前年と同額を予算に計上したが、入院費用の件数が増えており不足を生じてきている。

### 保健衛生費

#### がん検診推進事業費

● 乳がんと子宮がんの検診者が伸びているとのことだが、何名か。

● 今年度は、過去5年間の検診対象者で、一度も受診していない方も対象とした。

● 9月現在、乳がん80名子宮がん32名が受診されており、昨年とほぼ同数

となっている。

### 農業費

#### 農業振興費

● 需要に応える園芸産地育成事業補助金の減額理由は、

● 養液土耕施設の追加分を申請したが、不採択となったため。

### 村営水道特別会計

#### 喬木簡易水道費

#### 新設改良費

● 配水管等布設工事箇所2カ所の費用内訳は、

● 弁天橋付近の改良工事に300万円、中原の造成工事に200万円の予定。

### 債務負担行為

#### 簡水統合に伴う公営企業会計への移行について

● 1,800万円の内訳は、

● すべて委託料となる。

● 平成26年度当初予算に1,100万円計上しており、今回委託する業者に今年度分600万円、その他資産調査、浄水場・ポンプ・管路等の調査に500万円、債務負担は今回お願いするが、翌年度以降に予算に計上する。

## 議会リニア・三遠南信道路 検討委員会報告

### 山梨実験線における走行試験視察

12月4日、当議会のリニア・三遠南信道路検討委員会は、JR東海が実施している山梨リニア実験線にて超電導リニアの走行試験を視察した。時速500キロで走行するリニアの騒音や振動については、JRの評価書に予測値が示されているが、それがどの程度のものなのかを現地でも確認するために計画した。



高架橋下での騒音確認

### 壬生沢川を視察

12月18日、壬生沢川を視察した。地区事業説明会での質問内容を理解するため、現状の護岸や土砂堆積状況を確認した。

木下温司 議員

## 介護保険法改正、今後の対応は

**問**

介護保険制度の大幅な見直しを含む、「地域医療・介護総合確保推進法」が成立し、2015年4月から施行される。改正では介護度が比較的軽い、要支援1・2の人の訪問介護と通所介護（デイサービス）を保障サービスから切り離す。また、特別養護老人ホームへの入所は原則要介護3以上に限定し、やむをえない場合を除いて1・2の人は入所できなくな

る恐れがある。今後利用者への対応は。

**村長**

要支援については現在実態把握を行い、移行に向けた準備を進めて

## 産業振興課移転後の交流センターは

**問**

交流センターのあり方については、現在「小さな拠点」づくりの中心的な施設として検討されている。人口減少、高齢化が進む中、環境変化に対応するため、交通アクセスを含めた総合的な拠点施設として検討

**村長**

リニア中央新幹線・三遠自動車道の開通を見据えた村の玄関口としての整備については、

筒井正司 議員

## 空き家対策は

**問**

空き家対策についての活用対策は当然のことであるが、環境整備面から考えると、廃屋状態の空き家の処置対策も立てて減少させなければならぬ。住民課のデータでは45戸となっているが、大島の空き家が20戸の実態から考えると実際の戸数ではないと思う。対策を立てるために

**問**

前後の自治体で、空き家対策条例を制定し成果を挙げている実態もあるが、本村でも遠からず廃屋対策が必要になると考える。そのためには、空き家の実態を正確に把握した上で、空き家対策条例が必要になると思うが、

家に対し、国が「特定空き家等」と定義して、該当する空き家等について、行政代執行が可能となっている。また、固定資産の特例についても検討が

始まっており、条例制定に必要な「空き家等対策計画」の策定も含め、国の動向を見ながら対応していく。

調査において多くの提言をいただいている。これらを参考に検討委員会において決定していく。また、ボランティアセンターの融合性について、小さな拠点の中核施設である交流センターと、行政が期待する非常時のボランティアの施設が同じ場所、機能を果たせるのか十分議論した上で判断する。

**村長**

空き家対策として把握している住宅は40戸程を確認している。税務係で把握している空き家数では、住民税の家屋敷課税の対象となる住宅は163戸である。この差については、すでに貸し付けている家屋と老朽化により使用不可の家屋、お盆や年末年始などに、住宅の管理を兼ねて、利用したいなどの理由によるものであるが、必要に応じて空き家情報の把握に

**村長**

先月、国会において「空き家対策の推進に関する特別処置法案」が成立しており、有効活用・防災・防犯や、衛生上の問題・景観悪化などに影響ある空き

## 村のPRRのため道路案内板等の設置は

**問**

村のPRRのために大型看板の設置や、地区名表示、道路案内板の設置が必要であると思うが、村長はどのように考えるか。

**村長**

交流人口拡大のための手段として案内看板も有効な手段と考える。飯伊などで統一デザインの案内看板など広域連合と連携し、歩調を合わせて検討を進めていきたい。



現在の交流センター（平成3年施工）

な拠点施設として検討が進んでいる。高速交通網時代に備えた村の玄関口として、観光交流施設としても整備が必要と考えるが、今後の活用についてどのよ



空き家 実態

### 今後の財政運営は

**問** 平成27年度は第4次総合振興計画の最終年であり、第5次総合計画へ続く大事な年となる。予算編成の基本方針は。

**村長** 予算編成の基本理念は、①「選択と集中」を徹底し、必要な施策には重点的に財源を配分し実施。②高速交通網時代を見据えたインフラ整備と定住人口確保の施策。③安全安心の確保と産業振興。④課・局間の連携の下、効率的効果的な施策展開。⑤広域での枠組みによる課題解決。

や財政指標の数値及び一般会計への影響はどうか。

**村長** 基金の運用は地方自治法により目的が定められている。使途が合致すれば取り崩しは可能。事業を推進していく上で財源として基金を有効に活用したいが、事業の内

### 銀座NAGANOの活用は

**問** 村のファン作りやPRを行うためには、銀座NAGANOの活用も有効だと考えるが。

**村長** この施設は10月にオープンし、土日を中心に多くの来訪者で賑わっている。県では年1日無料で各市町村に貸出する。まずはこれを活用し、PRや物産販売等を行い、効果を見ながら検討したい。



銀座NAGANO 所在地

### 伝統芸能の継承と文化活動は

**問** 喬木村には、多くの伝統芸能があり、保存会を中心に継承がされ、祭り等もその芸能のおかげで賑やかに披露されている。阿島傘、陶芸等も含めて村としての継承方法、支援等は。

**教育長** 伝統芸能の継承は、地域の絆を深め、郷土に対しての愛着や誇りの醸成の為にも重要。一度途絶えてしまうと、再び行うことは非常に困難。それぞれの地域で生まれた伝統芸能なので、先ず各地域で次世代の担い

### JA喬木支所跡地の有効利用は

**問** JA喬木支所の跡地については、役場を中心に広い面積が利用できる。第5次総合計画にも盛り込んでいかれるであろうこの跡地について、村としての考えは。

**村長** 現時点では土地所有者からの利用要請はななく、要請があれば有効活用、取得する事も考えている。

**問** 役場周辺には、椋鳩十図書館、民族資料館、村の文化活動にふさわしい施設があり、併せて村の文化を村外に向け発信できる文化ゾーンにできないか。喬木村の伝

**村長** どの程度の利用があるかにもよるが、また伝統芸能については、各地区に足を運んで盛り上げるのが最善と考える。



解体のすすむ元JA喬木支所

### 手育成を願う。

**問** 対外的な発表会への折に参加できる取組みや、一堂に会して発表するような機会をつくれ

**教育長** 総合文化祭等での発表の検討、または観光資源としての活用の考えもある。費用的な支援については、財団等の助成金制度もあるので相談いただきたい。

市村 富夫 議員

喬木村地域防災計画の避難所の対策は

表題の計画が発表されているが、村内に4ヶ所耐震基準に満たない建物がある。今後の耐震予定を伺いたい。

耐震改修が必要な自治会の施設は、加々須区公民館、大島区公民館、と大島山の家、大和知地区公民館の4施設が、昭和56年の耐震基準改正前に建設された施設。今後



大島山の家

本年2月の2回にわたる大雪の雪害をふまえた対策は

2月の大雪は、農業施設等に多大な被害を受けた。これから迎える雪のシーズンに向け、災害を防ぐ為の対策をどのように考えているか。

2月の大雪では、本村において45棟の農業用パイプハウスが倒壊した。イチゴ等の加温しているハウスには被害はありません。施設の雪害については、営農継続を条件に再建費の9割を、国、

県、村の補助金で補填される。雪害に限らず台風、霜等も含め農業被害が予想される場合は、喬木村農業技術者連絡協議会で、注意喚起と、その対策をクリンネット等で周知している。道路における除雪については、今年2月の大雪を受け、除雪業者との打ち合わせを行い、各区よりの要望を伺った上で、従前の除雪対策の見直しを行った。

平成26年度事業の進捗状況は

都市再生整備事業による道路改良で、村道1号桃添地区拡幅、学び坂、中原地区住宅道路の現状は。

今年度予定している工事箇所については、全て入札完了し発注は終了している。村道1号拡幅は完成し、学び坂は現在工事中で1月末で完了予定。中原住宅道路は3月末を工期として進めている。

中原地区宅地造成事業の現状と今後の住宅造成の方針は。

中原地区は、今年度中に造成工事を終え、27年5月頃13区画の抽選を行なう。富田若者住宅は27年度より2年に渡り造成建築工事を行い、29年4月より募集開始する。今後は応募の状況を見ながら住宅施策の判断としていく。

河川防災カメラ設置と上平トンネル防犯カメラ設置状況は。

河川防災カメラは、設置と上平トンネル防犯カメラ設置状況は。

河川防災カメラ設置と上平トンネル防犯カメラ設置状況は。

森谷 博之 議員

加々須川では安養寺入口付近、壬生沢川では阿島北田中県道脇に1月に施工予定である。

防犯カメラは年度内に完了し稼働予定である。

河川防災カメラは小川川では、旧小川の湯付近と役場職員駐車場。



学び坂拡幅工事

自治振興交付金算定見直しは

人口減少が進む中、山間地区ではより進行することが予測される。自治振興交付金の見直しが必要ではないか。

現在、下段地区に比べ山間地区へは1人あたり2倍から4倍以上交付しているため、現行どおりと考えている。



### ゲリラ豪雨に対する防災計画の見直しは

**問**

喬木村地域防災計画を策定するうえで風水害の原因となる事象の想定は、ゲリラ豪雨（気象庁が言う局地的大雨）か、集中豪雨か。あるいは、台風も含めた異常気象すべてを網羅した防災計画か。

**村長**

今年3月に改定した「第1編風水害等対策編」では、台風や集中豪雨、ゲリラ豪雨等の区別は行っておらず、風水害による被害を未然に防止する、あるいは最小限にとどめ、人的被害を極力少なくすることを目的に策定されている。

**問**

土砂災害警戒区域として急傾斜地や土石流発生予想箇所指定にあたり、風水害の発生を予測する降雨量はあるのか。

**村長**

災害応急対策計画では、「風水害のおそれがある場合」また「当日及び前日までの降雨量等の気象状況から、災害発

生の危険性があると判断した場合」等とし、明確に何ミリ以上という規定の表記はしていない。

「災害発生の危険性がある」一つの判断として降水量に基づく職員宛電子メール発信基準は、10分間で10ミリ、1時間で20

ミリ、3時間で60ミリ、24時間で120ミリに設定している。

**問** 予測できない突発的な異常気象は今後も続くことが予想されるため防災計画に収録されている危険箇所一覧の図面や配布されている防災マップ等は、定期的な見直しが必要では。

**村長** 計画には、危険箇所を示した図面を添付している。これは、飯田建設事務所の空中撮影結果に県で指定された土砂災害などの危険箇所等を落しこんで作成されている。

県による危険箇所の見直しが行われた場合等に随時変更していく。

### 中学校の職場体験と自衛隊関係は

**問**

喬木中学校の職場体験と自衛隊についてどう考えるか。匍匐前進訓練を行っていた事実をどう受け止めるか。

**教育長**

喬木中学校における職場体験の実績はないが、自衛隊も国防を担う立派な職業であり、職場体験先として問題はないと考えている。ただし「匍匐前進訓練」は競争を想起させるものとして職業訓練においては教育上適切ではないと考えられているので、今後紹介があった場合については、体験内容を確認しての対応になる。

### 18才の個人情報自衛隊に毎年提出されているのか

**問**

18才村民の個人情報自衛隊に毎年提出されているのか。

**村長**

自衛隊法第97条、施行令第120条の規定により毎年情報を提出し

ている。

なぜ出せるのか、個人情報ではないか。

**問**

仮に市町村が拒否した場合は、国は住民基本台帳法第11条に基づいて、相当な理由がなければ拒否できない。個人情報保護法も他の法令で規定されている場合は対象外となる。

**問**

15才（中学校3年生）の個人情報も自衛隊から要求されていたのか。

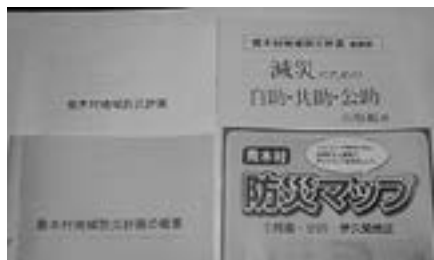
### 平和教育のあり方は

**問**

青少年義勇軍でこの喬木村からも46人の方が征った。このような悲劇を繰り返してはならない。村の平和教育の考え方は。

**教育長**

広島平和のバス運行事業、公民館平和学習会等を継続していく。戦争の悲惨さが風化されることのないよう、次の世代に伝えていきたい。



地域防災計画の資料



中学校の授業の様子

中森 高茂 議員

## リニアに係る説明会後の基本姿勢は

**問** リニアに係る事業説明会後の住民の不安解消や環境保全に対する村の基本姿勢は。

**村長** 壬生沢川へのトンネル排水、構築物による日照阻害、工事車両による住環境の悪化等不安と疑問の声が多く寄せられたが、測量設計作業が進めばそれにより発生する

**問** リニア実験線での騒音等現地視察の住民要望に対し村の対応は。

**村長** 村政懇談会での地元住民の要望に対して、六月議会に関係費用を補正してある。視察内容も数パターン企画しており、対策協議会と打ち合わせ、決定したい。

## 下段地域公共交通 実証運行は

**問** 下段地域公共交通実証運行が来年四月から行われる予定である。

下段地区の買い物弱者・高齢者世帯の方々が大変期待されているがその内容と進捗状況は。

**村長** 阿島・小川・伊久間の下段地域の高齢者の買い物や通院等生活支援のための交通手段確保の提案を受け、県の補助事業を活用して実証運行の運びとなった。委員会は関係区会代表・各機関・役場職員で構成され、地区で出された要望を取り入れて検討していく。

後藤 章人 議員

## 新規就農者のための住宅確保は

**問** 喬木村への新規就農希望者の就農がなかなか実現しない原因のひとつに、住宅が確保できないという問題がある。

この問題の解決に向け、村としての方策はあるか。

**村長** 村外からの就農希望者からは、住宅に関する問い合わせも受けている。新規就農者に対して、村や農業委員会等からの空き家情報の物件を当たっているが、なかなか条件が合わず、確保できないのが実情である。村からの支援として、平成24年から、住宅借り入れの場合、3年間に限り月額1万円の補助金を創設している。

**問** 分譲住宅の優先的な入居、教員職員住宅の転用、空き家の活用等できないか。

**村長** 村営住宅、若者定住住宅は、国の補助を入れてるので、設置目的と合致しないとむずかしい。教員住宅は、年度毎

の先生の異動により、空いたり、使用されたりで、住み続けていただけの保証ができない。貸し出しに至らない。就農者のための住宅建設は、多額のお金がかかるので、慎重に検討し、その是非について考えたい。

## 公有財産の管理は

**問** 残地を、接している土地の地主に払う下げる意思はあるか。

**村長** 現在、データ上と地図上で村の公有地、残地と思われる地域は把握している。道路改良等で発生する残地については、



「新小川渡橋北」交差点付近の残地

工事毎処理しているが、できなかった箇所については、時期を見て払い下げを行っていききたい。過去にも、何筆か行っている。今後も利用可能な土地について把握できた段階で、払い下げについて入札等行ない、財産処分



騒音と微気圧波を抑える緩衝工

## 介護従事者の処遇改善を求める意見書

超高齢化社会を迎え、介護のニーズが高まるなかで介護労働者の数も年々増加しています。しかし、「低賃金・重労働」という介護現場の実態は介護を担う職員の確保を困難にし、高い離職率の原因となるなど深刻な人員不足を引き起こしています。介護職員の不足は介護保険制度の根幹にもかかわる重大な問題であり、その原因となる介護職員の処遇改善は喫緊の課題です。これまでも介護職員の処遇改善策は実施されてきましたが、抜本的な改善に結びついていないことは厚生労働省の賃金構造基本統計調査(賃金センサス)の介護職員の賃金推移をみても明らかです。

厚生労働省は、高齢化のピークとなる2025年には237万249万人の介護職員が必要となると推計し、そのために1年あたり6.8〜7.7万人の増員が必要としています。また、安全安心の介護を実現するために

も介護職員の人員確保は不可欠の課題となります。介護労働者の平均賃金は全労働者平均よりも9万円も低い状況となっています(全労連「介護労働実態調査」)。国は「介護・障害福祉従事者処遇改善法」を成立させましたが、一刻も早く国の責任で介護職員の処遇を引き上げていく必要があります。また、介護現場には介護職以外にも多くの職種の労働者が働いており、これらの職員の処遇も介護職と同様に低くなつており、処遇の引き上げが必要となっています。

介護労働者の確保を図り、安全安心の介護保険制度を実現していくために介護従事者の処遇改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

1、介護職員の賃金水準を、専門職にふさわしい水準になるように大幅に引き上げ、抜本的な改善を図ること。そのために処

遇改善にかかる費用については、全額国庫負担とすること。

2、処遇改善の対象を介護職場で働くすべての従事者に拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

## 手話言語法等の制定を求める意見書

2006年(平成18年)12月に国連総会において採択され、2014年(平成26年)1月に日本でも批准がなされた障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進する。」ことを目的とし、障害者の権利の実現のための措置等について定めています。

同条第2条では、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、また、2011年(平成23年)8月に改正された障害者基本法の第3条第3項では、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と定めています。

このように、障害者権利条約と障害者基本法で、手話が言語と認められ、意志疎通支援の形態が広がったが、具体化を定めた法律がありません。言語に手話が含まれると、ろう学校教育で手話の導入や、多様な場所での手話による情報保障等と、手話についての正しい知識の啓発が求められています。

手話が日本語と同等の言語であることを広め、ろうあ者が家庭、学校、地域社会などあらゆる場で手話が使用でき、手話による豊かな文化のもとで生活できる社会を実現する必要があります。よって、下記事項を講ずるよう求めます。

1、手話言語法等の制定をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月18日

## 議会日誌

10月

12月

20日	広域連合議会議員視察	1日	広域連合議会
21日	議員全体会	2日	第4回定例会開会
22日	広域連合議会環境福祉医療検討委員会	3日	予算決算常任委員会・全員協議会
24日	北部総合事務組合議会定例会・全員協議会	4日	リニア山梨実験線視察
27日	三遠南信地域市町村議会議長協議会総会	5日	総務産業建設常任委員会
28日	県議定会定期総会	8日	議案学習会
30日	議会運営委員会・第3回臨時議会	12日	社会文教常任委員会
31日	飯伊市町村議会議員研修会	16日	一般質問
		18日	予算決算常任委員会・第4回定例会閉会・全員協議会
11月	町村議会議長全国大会(〜13日)		リニア・三遠南信道検討委員会
12日	町村議会議長全国大会(〜13日)		議員全体会
17日	地方自治政策課題研究会		議員提言書提出
21日	社会文教常任委員会、教育委員会との懇談会		議員提言書策定のため分科会延べ12回全体会5回
23日	関東地区ふるさと会議会運営委員会		※第4回定例会をもって現議場の最終議会となりました。
27日	総務産業建設常任委員会、農業委員会との意見交換会		

# ヨソモノ目線でPR

喬木村地域おこし協力隊 下平 美鈴



主催「ふるさとアイディア大賞」受賞!!  
放送CM受賞!!  
朝日新聞「ふるさとアイディア」掲載

た。現在はカ  
タログの受注  
対応を行って  
いますが、農  
産物に同梱す  
る紹介ピラを  
作るなどして、  
モノ」目線を忘れずに、  
これからも活かしていきたいです。  
しかしヨソモノとは言つても、私は飯田市出身であり、この南信州は地元です。私のように進学等で一度は外に出ても、「地元に戻ってきたい」と思えるような、住民の皆さんが愛着と誇りを持てる村づくり、戻ってこられる村づくりをすることが私の夢です。協力隊としてできることは小さいかもしれませんが、模索しながら活動を続けたいと思います。

昨年4月に着任した、地域おこし協力隊の下平です。

現在、私の活動の中心は「ふるさと納税返礼カタログギフト事業」です。着任当時に動き出した本事業に携わり、事業者との出品交渉・契約、原稿作成・校正等を行い3種類のカタログを作りまし

この村で  
**がんばって  
ます!!**

介POP等を作り、お客さんや利用者さんの立場で「あったらいいな」という情報を提供できるように努めています。最近ではいちご狩り開園に合わせて、ハウスの案内図を作らせてもらいました。協力隊ならではの「ヨソ



制作したチラシ等の一例

## シリーズ 一般質問 その後どうなったか

Q・24年12月 ふるさと大使任命の創設はA・全国に情報発信する上で、大切な方法

平成26年6月「ふるさと大使」設置要綱が施行され、1名の方と1グループが委嘱された。

この制度は、喬木村出身者や喬木村にゆかりのある方を「ふるさと大使」として委嘱し、村政への助言、



喬木村の魅力を広く発信してもらうのが目的。第1号として伊久間出身の書道家、田中節山さん、第2号として喬木村出身の2人を含む3人組ロックバンド「アナログフィッシュ」が就任。今後、喬木村の発展のために活躍が期待される。任期は3年。

あとがき  
明けましておめでとう  
ございます。

リニア中央新幹線の起工式が品川・名古屋両駅で行われ、開通に向けて新たにスタートした。村内事業説明会において多くの意見が出されたが、不安を一掃する明確な答えを聞くことができただろうか。今年には中心線測量が予定されているが、村民の意見に真摯な対応が求められる。

昭和42年より村の指針を決定してきた議場も、庁舎増改築事業の一環として、多目的に使用できる議場へと改築される。今後予想される諸問題に対し村と議会は車の両輪となつて、村民益を追求しなければと思います。  
(森谷)

### 編集委員会

- 委員長 森谷博之
- 副委員長 屋神三男
- 委員 下岡幸文
- 委員 木下温司
- 委員 市村富夫